

# 私が関与した特許行政の思い出(1)

- 私の提案を含めて -

江夏 弘\*



はじめに

弁理士長老のある方から、長年にわたり特許行政ないしそれに関連することを行ってきた筆者に対し、種々の資料の紹介をかねて、本誌への執筆のおすすりもあって、昨年末 82 歳になったことでもあり、読者諸兄に如何にお役に立つか心もとないことではあるが、何回かにわたって、種々の記憶をたどりながら、以下書いていくこととした。これらの中には、筆者自身も初めてのことであり、おそらく特許庁職員も、読者各位も御存じない悲劇的な物語も含まれており、特許等に関する仕事は、発明者をして輝かしい経歴を取得することができる契機を作る反面、このことが逆に自殺しようとしてまで思いつめられた事例もあり、いみじくも筆者自身それに直接関与したことだけに、現在ともなれば、思い出深い経験として残っているのである。

筆者は、昭和 33 年 9 月 25 日、通産省より特許庁に出向を命ぜられ、総務部管理課に所属することとなったが、最初に手がけたのは特許等の実用化の促進を行うことであった。その後、38 年 6 月に外務省に出向し、38 年、在ナイジェリア連邦日本国大使館(一等書記官)に赴任し、42 年再度通産省に戻り、同年 8 月特許庁総務部業務課長となり、昭和 45 年 12 月に社団法人日本住宅設備システム協会(会長は稲山嘉寛氏)の専務理事となった。

一応形式的には特許等から離れた職に就いたのであるが、特許庁、工業技術院、文部省、防衛庁等の官庁から、各特許関係団体等に至るまで種々問題解決のための御相談があり、結局、約 50 年間断続的ではあるがこの道に足を踏み込むこととなった。

特に、上記協会在任中も科学技術庁資源調査会専門委員会、同庁資源調査会研究成果小委員会、研究交流の推進に係る専門的事項に関する研究委員会等に委員として参画を要請させられて、筆者もささやかながら、内・外国の資料や意見等を提出したことがあった。こ

れらの中で、特に検討されたことは、如何にしてより秀れた発明等を創出せしめるようにするか、これら発明等を如何に技術的、経済的により高度化するよう推進せしめるべきか等についての政策的事項であった。

結局約 30 年近く、特許行政、技術革新政策について、種々検討のための一員となり、また筆者自身それを実現化する掌に当てられたこともあるのである。

以下、弁理士の方々にとって直接関係のあることをも含めて、断片的ではあるが述べさせて頂くこととする。

## 1. 特許発明等の公示制度

前述した如く、筆者は昭和 32 年 9 月 23 日付で、通産省より特許庁(総務部管理課)に出向し、指導班長として勤務するよう命ぜられた。着任と同時に、懸案となっていた「実施許諾用意等の公示制度」を早急に実現化するよう指示を受けた。

これまでは、どちらかという、産業原課、外国大使館、官房、鉱山保安監督等通産省の内部局に勤務し、防衛庁に出向していたこともあったが、特許行政についてはほとんどタッチしたことはなく、別世界に飛び込んだようなものであった。その後、在ナイジェリア日本国大使館の商務官としてラゴス市に派遣され、再度日本に帰国したあと、昭和 42 年特許庁の業務課長に就任するや、その普及促進により、産業界のみならず、家庭生活の向上に如何に重要な制度があるかということにより一層痛感するようになった。結局、約 50 年間を公的、私的側面から本制度を活用し、あるいは、よりよく改善することに努めることとなった。

特許庁に就任するや、最初に手がけるようになったのは、特許権等実施許諾用意ある旨を一般に示す「公示制度」の制定化であった。

\*元 特許庁業務課長

昭和31年12月に出された「工業所有権制度改正審議会」中(特許法関係)附記に、次のように述べられている。

『第2. 特許発明の実施化を促進するため、実施許諾の意思ある者の氏名、実施許諾の条件を公報に掲載する等の措置について考慮されたい。』

この提案に基づき、特許庁において、工業所有権法改正の際、これを法律に盛り込むべきや否やにつき検討し、外国の例も調査された。西独法〔特許法第14条(実施許諾用意)〕、英国〔特許法第35条(実施許諾についての特許証の裏書)〕には、実施許諾用意制度に関する条文があるが、これらが納付すべき特許料を2分の1にするという特典を与えているにもかかわらず、不特定多数の者に実施させるということになってきたため、実施料の条件等の関係で実際にはあまり実行されていない状態(西独で約4%、英国で約11%)であるので、本制度を立法化することはとりやめ、行政的運営によって、本制度を効果的に実施することとした。

かかる事情を背景として、筆者が特許庁に出向してくるや、早速、当時の井上尚一特許庁長官から直接、本制度は特許等の活用化につながる方策として意義のあるものであるから、本制度の実施化について検討するよう命ぜられた。しかし、本制度を実施するためには、各種の問題があった。

そこで、各部から担当官を集め、日本式公示制度を作成することとした。そのためには問題の提起から始めることとした。

出願公告の際、特許公報等に公示するのか、登録され権利が確立してから特許庁公報にある程度まとめて公示するのか。また、実施化希望の調査を発明協会に行わせ、希望のあったもののみを特許庁公報に公示するのか、といった公示の時期、方法等に関する問題。

特許、実用新案のみならず、意匠にまで範囲を広げるのか。

公報に公示するための公報、掲載申込期限をどの程度まで限定すべきか。

追加特許、類似意匠がそれぞれ実施許諾できるのか。それにより公示がなしうるか。

本制度をいかに、一般に周知させるのか。

公示制度実施に当って特許庁の事務処理にどの程度の負担(労力や費用)がかかるのか、簡易で合理的

な方法をいかにすべきか。

以上の諸問題を、筆者が中心となり、各課の担当官と協議を重ね、公示制度の内容、運用方法等を定め、庁議決定を経て、昭和35年2月1日に、出願公告の決定(意匠においては登録査定)謄本を作成するときから実施することとした(既得権利のものは、同日より特許庁の管理課で受付ける)。各公報掲載申込書による公示は無料としたが、公報掲載申込書も、当初考えていたより遙かに多く、14種類となった。そして、各地方通産局、各都道府県知事、各県所在の発明協会支部、全国約四百数十に上る商工会議所、弁理士事務所、公報閲覧所等に、公示の方法、手続等につき指導周知方を依頼した。また、昭和34年暮れの押し迫った12月28日に、公示制度の新聞発表を行い、昭和35年1月に関係団体に協力をお願いした。

なお、筆者が業務課長になったとき、本制度の実際効果のどの程度上がっているのか調査したいと考えたが、外国特許出願補助金制度の実態調査を先行させたため、断念せざるを得なかった。

備考 米国では、特に中小企業においてなされた発明について、上記公示制度と同様な方法で、当該発明が実施化できるよう促進をはかっている。アメリカ経営者協会編、高島保訳「新製品計画」(昭和36年日本能率協会刊 P158)

『ワシントンにある中小企業庁では、「製品速報」(Products List Circular)を毎月発行している。その中には、特許になった新発明や、特許出願中の新発明で売り出されているものや、ライセンス契約に必ずしもの要点が記述されている。その要点はいずれも、主題別に分類され、なかには図解をつけているものもある。それで、毎月1回は、有能な技術者がその速報を閲覧し、その会社で研究すべき発明があるかどうかを調べることができる。』

もし思わしい発明が、その速報にのっていた場合、その発明家と連絡をとる方法は、はなはだ簡単である。中小企業庁に手紙を出して、「速報」にのっている発明の要点と題目を知らせるだけでよいのである。中小企業庁では、ただちにその発明家なり、または特許権をもっている会社にその旨を知らせるが、それから後は、会社と発明家との間で通信を行うことができる。中小企業庁では、速報に発明事項をのせたり、発明に関心をもつ者へ発明家を紹介することに料金をとっていない。また速報にのっている発明は、特許をとったものか、または、特許出願中のものであるから、発明家の発明に対する権利は、特許法によって保護されている。また、一般の人々とは、このような要点に目を通すことによって、発明家や、発明の所有者に、自分が関心をもっていることを知られることなく、そのアイデアを検討することができる訳である。

この「製品速報」はアメリカ合衆国特許庁の特許公報よ

りも、簡略なものであり、新製品を発見したり、それで、他人の生んだ新しいアイデアを実現化するのも、よい方法である。それで、他人の生んだ新しいアイデアを発見するためにも、また自分が生んだアイデアで、他とライセンス契約を結びたいと思っているアイデアを発表する方法としても、この「速報」は、役に立つので、予約購読する価値は十分にあるのである。

〔なお、米国中央企業庁生産援助部の住所等は、次のとおりである。Production Assistance Division, Small Business Administration 25, D.C.〕

筆者は、以上のことをみて、早速、米国から「製品速報」をとりよせ、日本の公報中、比較的秀れた中小企業から出されたものを、大蔵省と交渉の上予算をとり、「有用発明」として配付したことがあるが、3年位続けたのち、他の予算にまわされ、続行することができなかった。中小企業から出願された発明であったり、中小企業で実際に当該発明を実用化するような雰囲気もあったが、日本の中小企業庁

の地方支部が少ないうえに、特許に詳しくなく、結局十分な成果をあげることができなかったのは残念であった(米国では中小企業庁支部が全国に10数箇所あり、中小企業対策の一環として、かなりこの速報を活用していると聞いていたが、もうかなりの年月を経ているので、その後の状況については、不明である。わが国の中小企業庁分室又は支部が全国にいくつあるのか、あるいは、どのような業務を行っているのか残念ながらわからないが、この支部が全国的に配置され、中小企業の育成や、指導ができ、融資等も行うことができれば、わが国の中小企業政策として大きな役割を果たすことになるのではないかと思われる。

例えば、大阪府工業奨励館と中小企業のアイデアマンと連携し、さらに、弁理士を訪問して指導を受け、アイデアを現物の商品として世に出すというようなシステムを中小企業対策の一環として実施されるよう、関係者の御検討を期待したい。

(原稿受領 2001.10.10)

## バックナンバーのご案内

購読月号を明記の上、郵便振替(00170-0-0059868 日本弁理士会)、又は切手で代金をお送り下さい。入金を確認次第、「パテント」をお送りします。

宛先:日本弁理士会広報課パテント担当 1冊 735円(税込) + 送料 92円 = 827円

年	月号	バックナンバー内容	
1999 (H11)	1	特集《創刊の頃のpatent》	
	3	諸外国の状況	
	4	「改正意匠法とその実務 - 平成10年法律第51号 - 」	
	5	第6回知的所有権誌上研究発表会(研究発表の部)	
	6	弁理士の業務範囲に対する改正提言, 特集《均等論》	
	7	特集《インターネット》	
	8	特集《ソフトウェア》第6回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)	
	9	特集《海外事情》	
	10	「最高裁ボールスブライン事件以後最初に均等が認められた判例」「特許翻訳文の短文化処理について」	
	11	「侵害訴訟における弁理士の役割と補佐人」	
	2000 (H12)	1	特集《意匠法・商標法の改正》(1)
3		「クローズアップされる知的財産紛争」特集《意匠法・商標法の改正》(3)	
4		特集《実務研鑽》	
6		特集《意匠法》	
7		「組成変化を伴う組成物発明の権利解釈」「国内優先権を主張した分割出願と脱法行為性」	
8		特集《新弁理士法》	
9		第7回知的所有権誌上研究発表会(質疑応答の部)	
2001 (H13)	1	「ソフトウェア関連特許の装置クレームと記録媒体との関係について」「称呼類似と觀念の関係」	
	2	特集《周辺法と弁理士の役割》	
	3	特集《海外事情》	
	6	特集《商標保護の各国事情 - 商標侵害に対する救済を中心として - 》	
	7	特集《TL0》(1)	
	9	特集《電子商取引》	
	10	特集《中間処理》	
	11	「『商標の使用』とネット上の商標権侵害」「仲裁センターパネル体験記」	
	12	特集《著作権》	
	2002	2	特集《ソフトウェア・ビジネスモデル》特集《知的財産の評価》